

元良勇次郎と三浦周行との関係に就いての予備的研究

山口, 道弘
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/7329613>

出版情報 : 法政研究. 91 (3), pp.301-328, 2024-12-18. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



元良勇次郎と三浦周行との関係に就いての予備的研究

山口道弘

序

第1章 元良勇次郎

第1節 略歴

第2節 日本主義

第3節 社会精神

第1項 穂積兄弟

第2項 三浦周行

第2章 三浦周行と元良勇次郎との交流

第1節 明治21年10月～明治23年7月

第2節 明治23年9月～明治33年頃

第3節 礫川逸士「國運の進歩と祖先教」

第1項 解題

第2項 梗概と註釈

跋 “法学への接近”の前提

序

明治30～36年⁽¹⁾が、歴史家・三浦周行が殊更に“法学への接近”を見せた時代であったこと、三浦と法学との媒介は穂積陳重・宮崎道三郎であったこと、当時の三浦が歴史法学者たる自覚の下に実定法の立法・解釈に影響し得る様な日本法制史の樹立を目指して研究成果を継続的に法学協会雑誌に載せていたこと——これ等は夙に神

(1) 神野潔「東京時代の三浦周行——法学協会雑誌と新民法」藝林第69巻第2号(令2)、同「明治期における日本法制史学の展開図」法史70(令2)。以下、前者を神野A論文、後者を神野B

野潔教授が明らかにされた所である。その驥尾に付して本稿は、三浦に於ける“法学への接近”の前提を、心理学者・元良^{もとら}勇次郎と少壯の三浦との関係に着目して探ろうとするものである。

但し、三浦関係の史料の中、京都大学が所蔵する「〔三浦〕周行日記」及び「元良博士研究資料」を私は未だ調査し得ていない。そこで他日の調査の準備として、手許の史料から言える限りを一先ず纏めおくこととした。

第 1 章 元良勇次郎

第 1 節 略歴

元良は安政 5 年三田^{さんだ}に生まれ、神戸で受洗したのち同志社英学校に入った。明治12年に上京し、同14年からは東京英学校の運営を担う。同校は、明治16年には東京英和学校、明治27年には青山学院へと発展する。しかし元良は、それに先立つ明治23年 2 月に、英和学校の宣教師と自然科学（就中進化論）の評価を繞って対立し、同校を辞めている。この間の明治16年より21年まで、元良は米国ジョンス・ホプキンス大学で「神経生理学的知識も含めて、かなり本格的な生理学的心理学を学」⁽²⁾び、Ph. D.を取っている。

明治23年10月、元良は帝国大学文科大学教授に就任し、同26年より心理学倫理学論理学第 1 講座を担当した。彼は、心理学のみならず倫理学にも多くの業績を遺して、大正元年に死去した。

第 2 節 日本主義

実験心理学者としての元良の業績は日本心理学史上に名高い⁽³⁾が、日本主義の倫理学者としての業績は然程知られていない。

日本主義は、倫理学者 T. H. グリーンの唱えた「国家を共通善の実現のために不可欠の存在とみなし、個々人の権利も共通善の実現のために正当化する」思想に基づき、「人は国家を離れて生きていくことはできない。そうである以上、普遍的な

論文とする。

(2) 高砂美樹「元良勇次郎の生理学的心理学」『元良勇次郎著作集』刊行委員会編・元良勇次郎著作集別巻 2（クレス出版、平29）29頁。

(3) 『元良勇次郎著作集』刊行委員会編・元良勇次郎著作集別巻 1（クレス出版、平25）第 II 部所収の諸論考及び巻末研究文献目録を参照のこと。

人類的情誼も、国家の完全な成立をまって初めて成立可能となる。それゆえ、国家の完全な発達を期するためには、「国民的特性」に基づく道徳を確立しなければならない⁽⁴⁾とする思想であり、明治20年代末より30年代初めに、帝大哲学科の井上哲次郎や高山樗牛が首唱した。日本主義者は、一方では真の国民道徳を国史の中に見出そうと努め、他方では道徳よりも宗教（就中キリスト教の如き人格崇拜教）を核とする国民統合を目論む西洋主義者——こちらも帝大哲学科の大西祝や姉崎正治が中心であった——と対峙した。

この日本主義者の拠点として、明治30年に大日本協会が創設されるが、そこに元良は当初から加わっていた。生涯キリスト教を棄てなかった元良だが⁽⁵⁾、彼は信者と云うよりも寧ろ学者であった：同志社時代から「キリスト教の教義が腑に落ちないとは始終云⁽⁶⁾」、東京英和学校時代も「宗教的でなくして、學術的」な性質故に「宗教學校に教鞭を取りながら、日に宗教的思潮を遠ざか⁽⁷⁾り、「科學上不明な問題を信ずるのは誤であるといふ反對論者の態度を常に有⁽⁷⁾」ち、「自己の信仰は基督教の信仰と傳道師の所説と大いに異つてゐると斷言し⁽⁷⁾」ていた。最終的には元良は——本人が自白する所では——「どうしても靈魂の不滅といふ事が分らなくなつた爲め」、東京英和学校の「教師を止めた⁽⁸⁾」。

この様に元良は、同時代キリスト教徒の中では、信仰的には淡泊で寧ろ理知の勝った人間であった。しかし元良は、明治初年に顕著であった「唯物論的思潮」には「慚⁽⁹⁾」らない思いを懐いていた。確かに彼の「思想の傾向は兎角唯物的であつたが、之は單に思想の傾向であつて、その情意と品行とは甚だ精神的であ⁽⁹⁾」った。それ故に元良は日頃から「精神的要素が日本の教育に缺けて居るを慨嘆し」、どうに

(4) 長尾宗典・〈憧憬〉の明治精神史——高山樗牛・姉崎嘲風の時代（ベリかん社、平28）111、162頁。

(5) 本井康博「元良勇次郎」同・徳富蘇峰の師友たち——「神戸バンド」と「熊本バンド」（教文館、平25）114頁。

(6) 高島平三郎「故元良先生の追憶談——幼少時代」哲學雜誌第28巻第311号（大2）123頁。
元良や後に帝大で同僚となる中島力造（倫理学者）ら、神戸バンド内の社会派生徒は、社内の「熊本バンド」ほど「宗教に興味を持って居らず」、したがってあまりにも「宗教臭い」彼らとは、一線を画し⁽⁶⁾ていた（本井康博「神戸バンド」と「熊本バンド」同・前掲注（5）54頁）。

(7) 井上哲次郎「故博士思想の一面」故元良博士追悼學術講演會編・元良博士と現代の心理學（弘道館、大2）153頁。

(8) 井上哲次郎「故元良先生の追憶談——同〔=大學〕時代」哲學雜誌第28巻第311号（大2）125頁。

(9) 前掲注（6）哲學雜誌123頁。

かして宗教以外の方途を通じて「精神的要素」「靈的要素」を補填したいと考えていた。その結果、彼は「日本主義主張者の一人となって熱心」に「一種の古神道」を提唱することとなった⁽¹⁰⁾。「神道に興味をもつた」切掛は、単に神道が日本の伝統に属するからではなかった：神道は超越神を持たず、現世主義的で形而上学臭が薄いので、「コントの実証論」とも「結合」し得るだろう、と元良は考えたのである⁽¹¹⁾。「精神的要素」「靈的要素」は、元良に於いては、必ずや科学と調和していなくては成らなかったのである。

「精神的」「靈的」ではあるが、宗教でも形而上学でもない——そう云うものとして神道に着目する日本主義者は、元良だけではなかった。例えば、明治20年代後半に神道革新を主張した木村鷹太郎と云う日本主義者が居る。木村は、キリスト教的な宗教に基づく国民統合に対抗すべく⁽¹²⁾、「國學研究」を通じて日本古典に内在する国民的「理想を發見し」た後、そこから近代社会に通用しない迷信の類を排除した「理想の善美なるものを發揮」して、これを核として民心を統合しようと考え、この迷信を除去して精練された所の国民的理想を新神道と呼んだのである⁽¹³⁾。

木村は、同時代帝大哲学科界隈の論客の中では、反形而上学的、反觀念論的な色の濃い人物であった。宗教愛好家である西洋主義者の大西や姉崎は言うに及ばず、日本主義者でも井上哲次郎などは歴然たる形而上学者であって、宗教を否定しながら形而上学的実体なしには済まなかった（井上は現象即實在論を奉じた人である）。木村は、彼等に較べれば遙かに現象界の住人であった：彼は「獨逸流の唯靈論……を斥け、實驗論的……物質論、或は物質論ならずとも、それが傾向を有せる所の學派の

(10) 海老名正二「故博士の宗教思想」故元良博士追悼學術講演會編・前掲注(7)447頁。

(11) 井上・前掲注(8)125頁。

(12) 「キリスト教的な宗教」には、キリスト教諸派、仏教諸宗のみならず、明治28年に神道改革を掲げて合同した教派神道諸派を含んでいた。木村鷹太郎や竹内楠三等が、それ等に対抗すべく、大日本協会に集って自ら新神道を提唱した経緯は、木村悠之介「明治後期における神道改革の潮流とその行方——教派神道と『日本主義』から『国家神道』へ」神道文化第31号(令元)に詳しい。

(13) 木村鷹太郎・日本主義國教論(開發社、明31)255-256頁。

(14) 木村悠之介「新神道とは何であったか——メディア排宗教運動としての雑誌『日本主義』國學院大學研究開発推進機構紀要第15号(令5)36頁。

猶、新神道と日本主義とで内容に違いは無い：「大日本協会としては〔明治30年〕一月の会合以降ずっと「日本主義」を用いており、木村〔鷹太郎〕個人はその前後を通じて「新神道」を称していたが」、彼も「後に協会に合わせて「日本主義」とした」位である(木村〔悠〕・前掲注(12)77頁注(98))。

隆興を望」み、「獨逸流よりも英國流たれ、神祕は之を斥けて實驗的たれ。大學の哲學講師は、物質論者實驗論者たるべく、獨逸流の形而上學者は……大に不可なり」と主張していたのである。⁽¹⁵⁾

木村の反形而上学的で実験主義的な姿勢は、宛ら実験心理学者元良勇次郎の姿勢でもあった：「今や空論ノ時代ハ已ニ去リテ、實理ノ世將ニ日本ニ來タランズル時」であり、今後は「宜シク確實ナル事柄ト、精密ナル統計トヲ基礎トシ、以テ確乎タル歸納法ニ據リ着實濃厚ノ議論ヲ吐キ、以テ世ニ所謂書生ノ机上論ヲ避ケ」ねばならない、と元良は宗教学校（東京英和学校）の生徒に訓示して憚らなかつた。⁽¹⁶⁾

木村と元良とは、共に反形而上学的で実験主義的な人物であつた。それ故に、国民統合の核にも、実験の成果と矛盾しないものを求めた。それが新神道であつた。しかも、両者は個人的にも親しい間柄であつた。⁽¹⁷⁾「新神道を起さうと云ふ考をもつてゐた」木村に元良が「大分興味を寄せた」と井上哲次郎は回想するが、「イデアリスムス、デナミスムス」を奉ずる井上の眼には、両者は「ナチュリスムス、メハニスムス」の徒であるかに映じていた。⁽¹⁸⁾

第3節 社会精神

木村鷹太郎は、日本古典の読解を通じて国民道徳＝新神道を起上げようとした。これに対して、元良勇次郎は心理学者であつた。それゆえ彼は、日本の歴史・風俗・習慣・輿論を社会心理学的に料理して集合的な「社会精神」⁽¹⁹⁾（社会心理）を発見し、それを精練して国民道徳を抽出しようとした：

(15) 木村鷹太郎「新神道主義」(明30) 藤田徳太郎ほか編・日本精神文化大系第8巻明治時代篇上(金星堂、昭9) 224-225頁。

(16) 元良勇次郎「社會ノ道徳ト自殺トノ關係」文第2巻第2号(明22) 76、90頁。

(17) 両者は、帝大哲学科に於ける教員(元良)と学生(木村)と云う關係にあつた。演習では議論好きな「木村君は時々爆裂彈を投ずるが如き權幕で、元良先生に喰つて掛つた」が、元良は「木村君の論難に對し……諄々と説明」応答し、「雙方の論議がなかゝ、竭きな」かつた。総体として元良の心理学演習は「丸で母親の廻りに腕白の子供が集つて頑是のない我儘を言つて、親を苦めたり、勝手の遊をして樂んだりして居る如き状態」だったが、元良は木村とも気の置けぬ間柄だつた訳である(松本亦太郎「追懷三十年」故元良博士追悼學術講演會編・前掲注(7)55頁)。

(18) 井上・前掲注(8)125頁。

(19) 「社會精神と云ふものが其彼方ら此方らに遍滿して居るもの〔=人間〕を集めて結合的發達をなさしめる所のもの或は之を輿論と名づけ或は風俗と名づけ或は國の文學と名づけ色々々々ける所は違ふて居りますけれ共皆同じものを指したので即ち全軀に依つて出來て來る所の一の靈妙なる力がある」(元良勇次郎「民俗論」六合雜誌第133号〔明26〕441頁；引用文中の亀甲括弧は、以下皆な山口の補足に懸かる)。

日本社會と云ふものを日本と云ふ一つの大きな動物と見れば又其の中に日本精神と云ふものがある……。日本にある日本精神と云ふものを研究して見たいと云ふのが私の大いなる望みであります。⁽²⁰⁾

しかし、研究の「材料を集めるの」が元良には「余程六ヶ敷」⁽²¹⁾ かった：「日本人の思想發達歴史と云ふものは未だに無い、日本人の思想が如何に發達して來てどのやうに變遷して來たかと云ふことは明かにない」⁽²²⁾。そこで元良は、幾つかの手段を試みた。

第 1 項 穂積兄弟

第 1 に、元良は、自分と関心を近くする他分野の学者の業績に学んだ。そして、その 1 つが穂積陳重・八束兄弟の法学説であった。

穂積兄弟の学説との邂逅の経緯は明らかではないが、遅くとも明治25年7月には、元良は彼等の学説を知っていた筈である。何故ならば、その時に元良は、大日本教育会で民法典論争に於ける断行派・延期派の見解を紹介・論評しているからである。⁽²³⁾ 元良が明示的に穂積兄弟の所説を参照する場面は多くないが、⁽²⁴⁾ 幾つかの痕跡が影響を示唆している。

例えば、或るとき元良は講演して、「心理學」「哲學」界限は個人主義的であるため集成的「社會精神のあると云ふことに反對が多い」が、「法律學者の方からは却つて夫れを許して居る」と述べたが、私は、この「法律學者」は暗に穂積兄弟を指すのではないかと推測している。何故ならば、穂積兄弟は、明治10年代末から20年代初頭にかけて、大いに法社会学（「なんらかの意味で法現象に関する法則的なものを見出そうとする」⁽²⁵⁾ 学問）の必要性を喧伝していたからである。彼等は、「倫理禮法ヲ

(20) 元良・前掲注 (19) 441-442頁。

(21) 元良・前掲注 (19) 442頁。

(22) 元良勇次郎「世界觀察の二大標準に就て（承前）」同志教育第2巻第13号（明28）83頁。

(23) 元良勇次郎「新法典と倫理との關係に付き調査報告」大日本教育會雜誌第119号（明25）。

(24) 復讐から刑罰への法進化を叙するに際して、「穂積陳重氏」が「東洋學藝雜誌第八十五及第八十六號〔明21〕刑法進化ノ話」で説いた4区分論を参照した箇所（元良勇次郎・倫理學〔富山房、明26〕278-279頁）位しか見付けられなかった。

(25) 元良勇次郎・前掲注 (19) 441頁。

(26) 利谷信義「戦前の「法社会学」」川島武宜編・法社会学の現状（法社会学講座第2巻、岩波書店、昭47）第1節2（鈎括弧内は185頁）。

個人的ニ解釋セシハ所謂自然法派ノ獨斷スル所ナリキ……〔しかし〕其實相ヲ云ヘハ法ハ正邪ノ判ナリ〔、〕正邪ノ判ハ社會ノ理想ニ則ル⁽²⁷⁾（穂積八東）と言ひ、又、「法律學は社會學の一部なり。社會學は生物學の一部なり。一切の生物既に進化の大則に依りて支配せらる。人類の群居團結せる社會、何ぞ獨り之を離るゝことを得んや。社會の事物悉く生存競争自然淘汰の元律に據る、法律何ぞ獨り之に據らざることを得んや」（穂積陳重⁽²⁸⁾）と称え、「獨斷定教^{トナ}により其資を理學〔＝「物理的生物的諸學科、就中生理學、心理學、人類學、社會學等^{ドグマ}」〕に假らずして法理を論ぜんとせる……從來の法理哲學士の大過失⁽²⁹⁾」（穂積陳重）を糾弾して已まなかつた。この法律学者の兄弟は、元良の専攻する心理学、生理学、社会学と協働して、元良と同様に「社會ノ理想」を帰納的に導き出し、そこから日本の法を起上げようとしていた。しかも元良にとっては、穂積兄弟は帝大の同僚でもあった。それ故、個人主義的な哲学科で独り「人間は社會として實在するものにして個人は抽象に過ぎないと……力説」奮闘していた元良は、隣の学部⁽³⁰⁾の穂積兄弟に社会科学上の同志を見出し、その所説に注目し又た援用もしていたのではないか。

第1目 祖先教論

元良の祖先教論も、穂積八東に依つたらしく見える。

穂積八東は云う：世界中の「何レノ國ヲ問ハス古ノ建國ハ祖先教ヲ基礎ト」する：人類の共同生活は血縁集団から始まり、集団内の「血縁ヲ重スルノ念」が過去に及んで「祖先ヲ崇拜スルノ精神トナ」る。同一の祖先に対する崇敬の念が「結晶ノ中心」となつて家が形成され、この祖先崇拜で結ばれた家が拡大して国家と成る。乃ち、家も国も、成員の結合は、全て祖先崇拜＝「祖先教」に依つた。それ故に、祖先祭祀を絶やさないことが世界何れの地に於いても嘗ては重視されていた。家族制度は「祖先教ヲ主眼トシ、家ト云ヒ家族ト云ヒ婚姻ト云ヒ家産及相續ト云ヒ皆ナ祖先教ノ精神ヲ以テ貫徹」していたのである。ところが西欧では後れて齎された「耶

(27) 穂積八東「法學ノ教育」（明24）穂積重威編・穂積八東博士論文集（有斐閣、昭18）230頁。

(28) 穂積陳重「法律學の革命」（明22）同・穂積陳重遺文集第2冊（岩波書店、昭7）85頁。

(29) 穂積陳重「法律進化主義」（明19）同・穂積陳重遺文集第1冊（岩波書店、昭7）449頁。

(30) 元良と親しく「談論」した深井英五の回想に依る（深井英五・回顧七十年〔岩波書店、昭16〕36頁）。

蘇教ノ博愛主義」が祖先崇拜を滅殺してしまった⁽³¹⁾。嘗ては「家祀ヲ永續センカ爲メ」に行われた婚姻も、「耶蘇教以後」は「一男一女情愛ニ由⁽³²⁾」るものと成った。しかし、西洋諸国とは異なり我が国では、キリスト教その他の外来思想に阻まれることなく、建国以来「祖先教ヲ以テ社會ノ秩序ヲ正フシ……民族ノ宗家タル皇室ヲ奉戴シテ一國一社會ヲ團結スルト云フノ歴史ニ稀ナル」体制を「數千年間ノ下ニ維持シ得」て今に至る。この家族国家体制を敢えて破壊する謂われは無く、今後とも「祖先教ニ依頼⁽³³⁾」して「社會ヲ維持」して行くべきである、と。

この穂積八東の論に、元良勇次郎は従っていた：本来「家族ハ祖先ヲ共ニスル親族ノ集合躰ニシテ、其中心タルベキ者ハ祖先ノタメニ祭禮ヲナスニア」った。洋の東西を問わず「祖先ノ祭禮」こそが「家族制ノ因テ起ル所」にして、族内倫理は「總テ祖先崇拜ノ觀念ヨリ割り出シタルモノ」に過ぎなかった。後に西洋諸国は「基督教國」に移るや、「極端ノ個人主義」を採り、「男女相婚シ茲ニ始テ一家ヲ構」え、「夫婦及子女ノ集合躰ヲ以テ一家族ト」見る様に成ったが、我が国では「婚姻ノ目的」は、男女「自然ノ愛情ヲ満足セシムルノ手段」ではなく、今でも「子孫ヲ殘シテ祖先ノ祭禮ヲ掌ラシムル」ことに在る。日本の倫理は、「近クハ家族ノ由來、廣クハ國家組織ノ由來、總テ祖先崇拜ヲ以テ其基礎トナシタルヤ明カナリ」⁽³⁴⁾——。

この主張を載せた著作を出版した翌明治27年、元良は地方の教師に「日本の歴史を研究し日本固有の特質を明かにし之を教育に實行して我國民の元氣を發揚」せよと發破を掛けたが、この際にも、「祖先崇敬の念慮及之より生ずる所の愛國の念慮」に対して「特に……注意を」促し、この「祖先崇敬及愛國の念慮を以て教育の中心となし以て我國民を養成すへ」⁽³⁵⁾きだと「斷言」していた。

猶、穂積陳重も弟八東が構築した祖先教論・家族国家論を奉じているが、その祖⁽³⁶⁾

(31) 穂積八東「家制及國體」(明25)穂積重威編・前掲注(27)250、253-258頁。

(32) 穂積八東「耶蘇教以前ノ歐洲家制」(明24)穂積重威編・前掲注(27)219頁。「民法出テ、忠孝亡フ」(明24)同上書225頁にも略々同じ表現が見える。

(33) 穂積八東・前掲注(31)258-259頁。

(34) 元良勇次郎<sup>尋常師範
學科講義録</sup>修身學(明治講學會、明27)55-57頁。

(35) 元良勇次郎「地方教育論」千葉教育雜誌第31号(明27)17頁。

(36) 今野元「普遍史論に基づく皇国史観——穂積陳重「祖先教」論の系譜學」瀧井一博編「明治」という遺産——近代日本をめぐる比較文化史(ミネルヴァ書房、令2)。

先教論の初出は明治29年7月の講演であるので、元良の祖先教論に影響したとは考え難い。⁽³⁷⁾

第2目 政策論

日本の法制度設計に関わる政策論に於いては、元良の意見は穂積陳重に近かった。

先述の如く穂積陳重は帰納的な法社会学研究を唱えたが、その際、彼は研究の対象たる法は一定の法則を踏んで段階的に進化するものであると確信していた（法律進化論）。過去の法の凡ゆる痕跡は、進化論の体系の中に整理統合されると信じていたのである。元良勇次郎も亦た進化論者であった。彼も、「大体现今の科學の程度に於て宇内の活動を總合する所の哲學は即ち進化論に外なら」ぬと考えていた。進化論は、元良の道德判断に於ける判断基準でもあった。則ち、元良は、「進化を助くる行爲を以て善と名け進化を妨害するものを悪と」定義していたのである。⁽³⁸⁾これは穂積陳重に於いても変わらない。

但し注意すべきは、人間は進化の法則を自覚して、その方向へと社会を促すことは出来ても、進化の段階を跳び越えて先に進むことは出来ない、と穂積が考えていたことである。則ち、穂積陳重は、改良主義者ないし漸進主義者であった。⁽³⁹⁾従って、明治20年代であれば、近代化・西洋化を進化の大勢として踏まえつつも、そこへ向けての変化は漸進的に、則ち従来の倫理や風俗を基礎として、これを甚くは壊さぬ程度に西洋化して行くべきだ、と云うことになる。明治25年に始まる民法典論争に於ける穂積陳重の延期論は、正に彼の漸進主義の一例であった：穂積陳重は、従来の倫理風俗に関心が薄い西洋主義者（断行論者）と従来の倫理風俗を守る為に家族関係の法的規律そのものを拒む立法の静観論者（無期延期論者）と云う両極の中間に位置取っていた。⁽⁴⁰⁾論争の焦点となった家族法の分野では、彼は、在来の家族制度

(37) 穂積重遠「序」穂積陳重・祭祀及禮と法律（岩波書店、昭3）序3頁。

(38) 元良勇次郎・梨本倫理及宗教（文武堂、明33）93-94頁。

(39) 利谷・前掲注（26）190頁。

(40) 静観論者は「殆んど無期延期説ヲ提出セン」所まで進むが（「法典実施ト司法官ノ団結」〔明25〕星野通編著・民法典論争資料集〔日本評論社、復刻増補版、平25〕216頁）、無期延期では勝目が無い為、妥協して穂積等（英法派）と組んだ：「已に法典の存否を論ずるの日にはあらざりければ二者合して延期論を唱ふるに至」ったのである（「梅博士遺事録（9）」新聞第845号〔大2〕279頁）。

に基づき乍ら、しかも家族の内部にも法的規律を及ぼす、と云う立場だった。

元良も、穂積陳重と同様に中庸を希求していた。或るとき彼は同時代日本人を以下の3種に――

第1種「西洋ノ思想ヲ知ラスシテ日本在來ノ風俗ヲ固守スル人」

第2種「西洋ノ事ヲ見聞シ新説ヲ取りテ唯先キニ進マントノミスル人」

第3種「西洋ノ事情ニ通曉スルト同時ニ歴史主義ヲ取り日本在來ノ風俗ニ基本キヲ發達セシメテ自然ニ國家ノ進化スルヲ求ムル人」

――区分した上で、第3種（「洋行者ノ保守主義」）こそが「將來ニ於テ日本ノ國家精神ヲ組織シ輿論ヲ先導ス」べきだ、⁽⁴¹⁾としたが、そうした「歴史主義」者にして「進化」論者を兼ねる者とは、穂積陳重が理想とした描いた立法者の像にして、それは民法典論争に於いて穂積自ら目指した所であった。立法政策に於ける理想を穂積陳重と共有する元良は、民法典論争に於いて、自分は「脩正論及び實施論を是非する」者ではないが、静観論者は「風俗慣例のみを重んじ其改良す可きものと然らざるものとの區別をなさず獨斷的に父尊母卑を標準とし、人情忍び難き迄も家制を重ん」じている、と批判した。⁽⁴³⁾少し後の著作に鑑みるに、このとき元良は、「血統を繼續する」目的で容認されてきた蓄妾の慣習は、「家族の圓滑を缺き從て兒童教育の上に及ぼす弊害少から」ざるが故に「打破」すべきだ、⁽⁴⁴⁾等と考えていたらしい。

穂積八東は兄とは異なり静観論者であった。「家ハ法律ノ及フ所ニアラス〔、〕純白ナル敬愛ト徳義トノ棲息スル境界ナリ、法律ヲシテ之ヲ侵サシメスニ祖先教ニ基クノ道德ニ委任ス……我輩ハ法律ヲ以テ祖先教ヲ廢滅スルト云フ所以ノ者ハ立法カ家族ノ關係ヲ法律上ノ權利義務ニ分析スルヲ以テナリ」、⁽⁴⁵⁾と云うのが彼の主張で

(41) 元良勇次郎「輿論ノ變遷ト國家ノ盛衰ト（第十五號ノ續）」史學會雜誌第2編第20号（明24）417-420頁。

(42) 穂積は、「「サビニー」氏」以来学界で主流を成す「歴史法學派」を「「スペンサー」氏の……進化主義法學派」へと発展的に解消すべきだと主張していた（穂積陳重「「スペンサー」氏の法理學に對する功績」〔明20〕同・前掲注（29）612-613頁）。

(43) 元良・前掲注（23）486頁。

こうした元良に於ける「世界主義、個人重視」とも言うべき傾向を、少し後には日本主義の同志・木村鷹太郎も共有していた。木村の個人主義的側面に就いては、昆野伸幸「日本主義の系譜――近代神道論の展開を中心に」苅部直ほか編・岩波講座日本の思想第1卷（岩波書店、平25）150-151頁を参照のこと。

(44) 元良勇次郎・中等教育倫理講話前編（右文館、明33）62-63頁。

(45) 穂積八東・前掲注（31）257頁。

あった。従って、ここでは元良は穂積八東に従い得なかった。確かに元良の祖先教論は穂積八東に由来するが、政策的主張まで含めて考えれば、法と倫理とに関する元良の思考は穂積陳重の方に近かったと言えよう。

第2項 三浦周行

日本主義者・漸進主義進化論者としては当然乍ら、元良は同時代の歴史学の業績にも注目し、出来れば助力を得たいと考えていた。

例えば元良は、史学会に於ける講演（明23.12）で、前掲日本人の3区分を提示した後、この3区分は単なる3類型ではなく、この順番で「社會發達ノ順序ヲ示スモノ」である、則ち、如何なる民族にあっても集団としての人間精神は以下の3段階――

- 1 「内心ノ想像力」段階
- 2 「外物ノ觀察」段階
- 3 「再ビ彼ノ想像力ニ歸リテ内心ノ想像力ト外象ヲ對照シテ物ノ理ヲ考フル」
段階

――を経て進化する、と述べた。その上で、この「哲學上、心理學上」認められた「精神發達ノ一般法則」の検証は「諸君歴史家ノ義務」であるので、是非協力して欲しい、と呼掛けていた。⁽⁴⁶⁾

元良の期待は、所以無きことではなかった。史学会に結集した官学アカデミズム史学者達は文明史の流れを汲んでいた為、集団主義的な人間理解に慣れており、文学や風俗から時代の風潮や国民精神を探ることに長じていた。⁽⁴⁷⁾ 乃ち官学アカデミズム史学者は、「社會精神ノ働キニ現ハル、」過去の諸現象（「輿論……風俗……國文學或ハ國民ノ美術或ハ法律及ビ國民ノ氣質等」）⁽⁴⁸⁾ から国民精神を見出そうとして来た人々である。従って彼等は、社会の發達・社会精神の進化を探究する者の提携先として適切であった。

元良は、私設助手として歴史家三浦周行を雇ったこともあった。三浦と同時期に元良の私設助手を務めた経済学者鹽澤昌貞の回想を以下に記す：

(46) 元良・前掲注(41) 417-420頁。

(47) 拙稿「三上参次と官学アカデミズム史学の成立」法政第86巻第4号（令2）。

(48) 元良勇次郎「輿論ノ變遷ト國家ノ盛衰ト」史學會雜誌第2編第15号（明24）70頁。

〔私に元良先生から〕社會學や經濟學について一緒に研究して呉れという御頼みがあつた。先生は遙に先輩であるにも拘らず、そのいひ方が、全く同輩に對する如くであつた。つまり自分は助手の役をして相當の御體（禮ママ）を貫つて居るのに先生は之を共同に研究すると稱して居られた。かくの如く自分が先生の御手傳ひをして居たのは〔明治〕廿六年から廿九年の四年間で、三浦周行君も同じ關係で材料を供給して居られた。その時分の研究は範圍が頗る廣く、風俗、人情、傳説、宗教などに亘り、宗教も神道、佛教、儒教に及んで居た。自分は佛教の教理は専門外であるから、主として佛教の社會上に於ける關係について材料を提供して居つた。日本の風俗に關しては、先生と一緒に黒川眞頼先生の處に行つて聞いたこともあつた。『古事記』や『日本書紀』なども随分調べた。⁽⁴⁹⁾

鹽澤が助手をしていた明治26～29年頃は、元良が特に倫理学に注力し、著書・倫理学（明26）、修身学（明27）ほかを公刊した時期に当たる。その「倫理研究は心理学と同じく實驗的で、國民の道德的事實の調査より始め……凡て歸納的方法を用ゐる」⁽⁵⁰⁾ていた。資料蒐集は、既に明治20年代前半に始まっていた：元良は、「現在の修身倫理の教科書、倫理教育の主義、男女の風俗、婚姻の状態、宗教の有様、迷信事項等十數項」に就き全国の師範学校に質問状を送って記入報告を依頼し、寄せられた回答は、その頃（明21～25秋）助手であった布川孫市に分類整理させた。⁽⁵¹⁾

しかし、「驚くべき程」に「基礎材料に念を入れ」る性質であつた元良は、この程度の調査では満足しなかつた。取分け国史の材料に不足していた。予てより元良は倫理研究に当たっては「國史ヲ参考シ道義ノ基礎ヲ究メ」ねば成らないと主張して、⁽⁵²⁾国史の材料を得る為には仲間の心理学者（高島平三郎）にまで「日本の風俗や國民性を知るに適當な本は無いか」と問うていた。⁽⁵⁴⁾そこに来て、帝大で国史を専攻しながら定職の無い三浦は助手として恰好の人材であつた。

(49) 鹽澤昌貞「側面から觀た故博士」故元良博士追悼學術講演會編・前掲注（7）159頁。

(50) 布川孫市「故博士の私宅の生活（元良先生を憶ふ）」故元良博士追悼學術講演會編・前掲注（7）402頁。

(51) 布川・前掲注（50）400、402-403頁。

(52) 布川・前掲注（50）403頁。

(53) 元良・前掲注（34）3頁。

(54) 高島平三郎「附言」故元良博士追悼學術講演會編・前掲注（7）161-162頁。

鹽澤と三浦とが蒐集した資料は、後に三浦が奉職した京都帝大の附属図書館に「元良博士研究資料」として収められた。その内訳は、下表 1 の通り：

表 1

三浦草稿	A「上代祓禊考」、「熱田神祇略記」、「國分寺考」、「日本古代政體史」、B「日本親權沿革論」、C「日本古代親族法」、「日本家族制度資料」、「日本道德史料」、「近古ノ法制」、D「自殺史料」、「復讐二關スル法規」
鹽澤抄稿	「神道」、「佛教」、「儒學」、「教訓」、「風俗」、「傳記」、「地誌」
元良編著	「新聞拔萃四四卷」 ⁽⁵⁵⁾ 、「元良博士自筆草稿類」、「雜」
その他	「歷朝詔勅集」 ⁽⁵⁶⁾

三浦草稿の中、A「上代祓禊考」は、明治27年2月15日に論文「上古の禊祓」として成稿し⁽⁵⁷⁾、その内容の一部を三浦は雑誌に転載した。その雑誌論文で、三浦は古代史研究の意義を次の様に説いている：

日本固有の「道德思想」は、中国思想渡来以前に成立していた。このことは「具_レに載せて神代史にあ_レる所である。しかし、「昨は今非は、**社會進化の理勢上**……世界諸國の免るべからざるところ」である以上、我々は固有の道德を固守するだけでは宜しくない。時代に順応した改良が必要だ。

改良の方向を見定めるには、過去現在未来に亘る「**道德思想發達の理を窮**」めねば成らない。しかし従來の「**倫理學、社會學**」者の多くは「單に西國諸家の所述を紹述するに過ぎず」、日本資料を充分には用いて来なかつた。その為彼等の所説には、日本に「當らざるところ多きもの、一にして足らざる」有様である。我々は「宜しく進んで資料を我國に求め、以て彼_レの訛謬を正し、且つ其未だ思至らざるところを發明すべし、此くの如くにして後、始めて斯學の

(55) 元良には「青年時代より經濟學の趣味」があり、東京經濟雜誌の長期購読者であった。布川は元良家所蔵の東京經濟雜誌から「經濟事項」を切り貼りして「拔萃帳」を作らされたが、その作業は布川の助手退任後も続いた（布川・前掲注（50）404頁）。「新聞拔萃四四卷」は、この「拔萃帳」ではないか。

(56) 京都帝國大學附屬圖書館編・和漢書分類目錄第一（京都帝國大學附屬圖書館、昭13）239頁（抜番ABCは山口に依る）。

(57) 三浦周行・日本史の研究第1輯（岩波書店、大11）220頁。

進歩を促す」ことが出来るだろう。⁽⁵⁸⁾

実際に三浦は、この論文に於いて、祓禊は古代世界各国に普遍的に存在するが、「仔細にこれを観察する時は、是等のもの其精神方法等に於て、互に異同」がある旨を論じて、自らの抱負を实地に移していた。この引用に窺われる歴史主義的な進化論、漸進的な改良主義、社会学や倫理学への注文は、元良と揆を一にするものである。その様な見解を記す所に鑑みれば、助手三浦はただ研究費稼ぎの為に史料を蒐集するのみではなく、寧ろ鹽澤が云う様に元良と「共同に研究」していたと見て宜いのではないか。恐らくそうであったらうと云うことは、続く第2章で述べる。

猶、助手の使用主たる元良が三浦の研究から利益を得たであろうことは疑いない。三浦の「上代祓禊考」は、元良著作に於ける「古代に於ては贖罪と云ふこと甚だ多かりき〔、〕……吾國に於ても古代ハラヒト稱して人に過失あるときは相當の償をなさざる可からざるの風習ありしは歴史に由て明了なる事實なり」、⁽⁶⁰⁾「我國の古代の風俗に依りて考ふるも、古代には凡て祓ひと云ふ事あり」⁽⁶¹⁾云々の源となつたであろう。又、草稿B「日本親權沿革論」は、後の「親子關係を中心としての家族制度」(明29初稿、明38最終稿)に当たると考えられるが、前近代日本の家では「親の權力は家長のそれよりも重」⁽⁶³⁾かつたとする三浦に特徴的な前近代日本家族制度理解が、元良の著作の「隱居ノ身分トナルト雖トモ父ハ戸主タル子ヲ制スルノ權ヲ有ス」⁽⁶⁴⁾云々に表れている様に読める。「古代親族法」(明26-27初稿)の前身であろう草稿C「日本古代親族法」を元良が如何料理したかは判らないが、草稿D「自殺史料」は元良の論文「自殺ト社會トノ關係」⁽⁶⁵⁾(明30)に引用された日本史料の出典であろう。この外、元良「再婚と貞節との關係」(明29)には「本論を草するに就ては三浦周

(58) 三浦周行「神代史研究の必要(承前)」教育時論第329号(明27)27頁。

(59) 三浦・前掲注(58)28頁。

(60) 元良・前掲注(38)82-83頁。

(61) 元良勇次郎・中等倫理講話後編(右文館、明33)425-426頁。

(62) 三浦周行・法制史の研究(岩波書店、大8)の「成稿年表」に依る。

(63) 三浦周行「親子關係を中心としての家族制度」同・前掲注(62)637頁。

(64) 元良・前掲注(34)55頁。尤も、ここでは元良は同時代社会の「實際」的「觀察」に基づいて三浦の家族制度理解を却け、「親權ト戸主權ト相分ル、トキニ於テハ、戸主權ハ強クシテ親權ヲ壓スルニ至ル」と結論している。

(65) 元良勇次郎「自殺ト社會トノ關係」日本主義第8号(明30)。

行君より材料を給せられたるもの少からざれば此所に記して以て鳴謝す⁽⁶⁶⁾とあるので、ここでも三浦草稿の何かが使われたのであろう。

しかし本稿の冒頭に述べた通り、「元良博士研究資料」を私は未だ調査し得ていない。それ故に、三浦草稿と元良論著との対応関係に就いては推測を止めて詳論を異日に期することとし、以下では章を改めて、手許にある史料を用いて、助手となるより前から続く三浦と元良との交流を瞥見したい。

第2章 三浦周行と元良勇次郎との交流

ここからは、三浦と元良との交流を以下の2期に分けて論ずる。⁽⁶⁷⁾

第1期 明治21年10月～明治23年7月（三浦の東京英和学校高等科在学時代）

第2期 明治23年9月～明治33年頃（三浦の帝大在学時代～元良の助手任期）

第1節 明治21年10月～明治23年7月

三浦本人が語る所に依れば、彼が「日本法制史に興味を覚え」たのは夙く島根県尋常中学校を「卒へ」た明治21年6月頃⁽⁶⁸⁾であった：

㊦もと私は法律を修める目的であつた處へ、其頃條約改正の議論が八釜敷て、治外法権を撤去するために、法典の編纂を必要とする處から、政府が外國人を雇つて書かせた法律が、我國風民情に背戻して居る點が多いといふことを耳にして、我國には我國獨特の古法舊慣があらうから、それを捨て、外國法に模倣するにも及ぶまいといふので、自然國粹保存論に傾き、深い趣味を以て、日本法制史を研究するやうになつたのです。⁽⁶⁹⁾

中学課程を修了すると三浦は上京し、明治21年10月、東京英和学校に入学した。その目的は「語学（英語）の力を強化し、〔大学で〕欧米の新学風に接するのに備え

(66) 元良勇次郎「再婚と貞節との關係」太陽第2巻第5号（明29）1315頁。

(67) 以下、三浦の履歴は「三浦周行博士年譜」（勝田勝年「三浦周行博士の生涯——五十年忌を前にして」國學院雜誌第82巻第4号〔昭56〕73頁以下）に、元良の履歴は「元良勇次郎年譜」（『元良勇次郎著作集』刊行委員会編・前掲注（3）581頁以下）に夫々依り、一々その旨を注さない。

(68) 三浦周行「永續の研究」中學世界第10巻第4号（明40）150頁。以下の付番㊦㊧㊨㊩は、山口に依る。

(69) 三浦・前掲注（68）150頁。

るためであった⁽⁷⁰⁾。しかし、ここで三浦は思い掛けずもナショナリストの同志に出遭う。それが英和学校教員であった元良勇次郎である。

④私は元來國史が好きであつたせいか、其頃西洋心酔の反動として起つた**國粹保存論**にかぶれて居つた。此學校に來てからもエロキューシヨンの稽古に、ナシヨナリチーのエッセーを擔ぎ出して西洋人の教師にいやな顔をさせたり、寄宿の回覽雜誌に國粹論を書き立て、同級生から變り物扱ひを受けて居たが、その中〔元良〕先生がチャペルの訓話に**日本のオリジナリチーの話**をされたので、無性に嬉しかつた。學校では先生の授業を受けなかつた私も、さういふ處からよく先生のお宅へ上つた。⁽⁷¹⁾

この頃の東京英和学校に於ける講演筆記が雑誌・文に断続的に載るが、その1つを読むと、元良は、「重大ナル問題ニ就テ諸君ガ後來ノ日本ノ國是ヲ圖ラウトスレバ〔、〕日本古來ノ歴史學ヲ讀テ過去ノ歴史ヲ研究セネバ將來ノ日本ヲ見定メルコトガ出來ヌカラ、若シ諸君ニシテ此ノ事ガ大切ト思ハバ日本過去ノ歴史ニ就テ諸君ガ充分ニお學ビニナリタイト考ヘマスル、果シテ然ルナラバ誠ニ日本ノ爲、又日本人民ノ爲ニ大ナル幸福デアラウト思フ⁽⁷²⁾」、と、確かに若き國粹論者三浦を喜ばせた様なことを言っている。

三浦は「學校では先生の授業を受けなかつた」、元良の「お宅」で薫陶に与つたと云うが(④)、確かに元良は生徒に親切で課外活動に力を入れていた：

(70) 勝田勝年「三浦周行」島根県教育委員会編・明治百年島根の百傑（島根県教育委員会、昭43）255頁（本文献の存在は、西英昭教授の懇切なる御示教に依り知り得た）。

総じて、この頃の東京英和学校普通部には、「外国人宣教師の教員から直接英語を学べることに魅力を感じ、英語の予備校としてこれに学ぶ者が多」かった（青山学院150年史編纂本部ほか・青山学院一五〇年史通史編Ⅰ〔青山学院、令5〕112頁）。

(71) 三浦周行「友誼に教ひ故博士（元良先生を憶ふ）」故元良博士追悼學術講演會編・前掲注（7）415頁。

(72) 「左ノ一篇ハ東京英和学校ニ於テ米國哲學博士元 田 勇次郎氏ガ演ゼラレタルモノナリ。同校ニ於テハ時時諸學士ヲ聘シテ學術上ノ演説ヲ催サルル由ニテ其ノ演説筆記ハ其ノ都度文ニ掲載スルコトヲ約セリ」（文第1巻第25号〔明21〕378頁）。

(73) 元良勇次郎「所有物ノ性質ヲ論ジテ社會主義ヲ評ス」文第2巻第1号（明22）15頁。猶、演説自体は、注（72）に示した通り、明治21年中に為されているので、この演説が正しく三浦を喜ばせた物なのかも知れない。

元良は、教員として心理学をはじめとする自然科学を教えながら、東京英和学校の教育を刷新していった。〔明治21年〕一〇月頃からは、生徒に雑誌の内容を報告させ、元良が批評を加えるジャーナル・クラブという課外活動を始めた。また帝国大学文科大学で精神物理学の講師を務めていた元良は、著名な学者を東京英和学校に招き、毎週金曜日の夜にガウチャー・ホールで講演会を催した。坪井正五郎、C・G・ノット、加藤弘之、箕作佳吉といった帝大の学者だけでなく、佐藤昌介、徳富蘇峰、増島六一郎、棚橋一郎、小中村義象など多士済々な人物が講演者となった。「当時科学界の権威を通して専門の連続講演を聴くを得た学生達は、之に依て啓発せらるる事頗る多く、新天地を発見したかの如き観をすら呈するに至つた」と生江孝之は回想する。より上級の学校への進学を望んでいた東京英和学校の生徒たちにとって、元良が提供する教育は魅力的に感じられた。⁽⁷⁴⁾

三浦も「より上級の学校への進学を望んでいた」から、元良の課外指導を喜び、その徳を慕ったであろう。それは、元良が明治22年に外国人宣教師と対立して東京英和学校を辞めた際、三浦が他の生徒達と共に留任運動に参じて「随分硬論を吐いた」⁽⁷⁵⁾ ことから充分に推測し得る。

第2節 明治23年9月～明治33年頃

明治22年に元良が東京英和学校を去った後も、元良と三浦との縁は切れなかった。何故ならば、明治23年10月に元良が東京帝国大学文科大学教授に任じた1月前に、三浦は文科大学の選科に進んでいたからである。三浦は、元良の心理学の講義こそ「少しばかり聞いた丈」であったが、

⑦先生の著書は何時も頂戴もし拜見もして少からず啓蒙の益を受けた。相變らず先生のお宅へ参つて學問上の管見を述べ、御高見を仰ぐことが多かつたが、歴史にも多大の趣味を有つて居られた、先生はいつも有益の注意を與へら

(74) 青山学院150年史編纂本部ほか・前掲注(70)135頁。

(75) 三浦・(71)416頁。元良辞任に至る経緯は、青山学院150年史編纂本部ほか・前掲注(70)136-138頁に詳しい。

れ、私の研究の参考となるべき西洋の著書などを示されて懇々と教へを垂れられた。特に私の感激したのは私共のやうな白面の書生に下問を恥ぢられることなく、毎々激励の辭を賜はつた一事である。私の大學時代に親炙して學問人物とも最も敬服して居たのは先生と故栗田〔寛〕博士とであつた。併し栗田博士は私の卒業前に來られたから、三年の在學中一番餘計に深甚な感化を受けたのは、先生丈と申しても宜しい位である。當時史學の教授は内外とも碩學大家のお揃ひであつたに拘らず、私は寧ろ此専門違ひの先生の指導誘掖に依つて學問の素地を作つた譯である。⁽⁷⁶⁾

大日本史の志類を完成させた水戸学者・栗田寛を帝大在学中から三浦が深く尊敬していたこと、大卒後経済的苦境に陥った三浦を栗田が自らの私塾に寄宿させて救つたことは、三浦の回想等を通じて今に周知されている。「知らない人は私〔=三浦〕が水戸人であると思詰めて居る人さへある位」栗田に近かつた三浦が、その栗田と元良とを並べて感謝したのであるから、確かに学生三浦への元良の「感化」は「深甚」だったのであろう。しかし、三浦の「學問の素地を作つた」と云う元良の「指導誘掖」の内容は、分からない（「周行日記」には、何か手掛かりがあるやも知れない）。

明治26年7月に帝大国史選科を修業した三浦は、栗田の輔仁学塾に塾頭として寄寓して研究を続けていたが、同年11月には東京英和学校の歴史講師の職を得ている。翌明治27年12月には、同校の国史教師と生徒との親睦団体として国史組を起立し、学期が終わると皆で芝の泉岳寺や鎌倉に旅行したり、例会を開いて講演したりしているが、これは嘗ての元良の課外活動に倣つたのかも知れない。⁽⁷⁹⁾

そして、この間も三浦と元良との付き合いは続いていた：

(76) 三浦・前掲注 (71) 416-417頁。

(77) 三浦周行「栗田寛先生」(大14) 同・日本史の研究第2輯(岩波書店、昭5)。

(78) 三浦周行「大歴史家としての義公」(昭3) 義公生誕三百年記念會編・義公生誕三百年記念講演集(義公生誕三百年記念會、昭6) 49頁。

(79) 日向玲理「明治中期のキリスト教主義学校——「青山日誌」から見る東京英和学校の学校生活」青山学院資料センター150年史編纂室編・「青山日誌」明治24年12月～31年3月(青山学院150年史編纂委員会、令元) 26-27頁。猶、鎌倉旅行に於ける三浦の講演は、佐々木生「鎌倉旅行記(接前)」青山評論第56号(明28) 25頁以下に載っている。

⊕大學を出でた〔明26.7国史選科修業〕後も、先生は私の爲めに其就職口を得る爲めに斡旋の勞を執られた。私の史局に入る〔明28.4任史料編纂助員〕前、一時博物館員となつて居た〔明28.2帝室博物館「歴史部列品取調及管理事務」囑託〕のは全く先生が御同郷の九鬼〔隆一〕館長に紹介せられたお蔭であつた。私は其頃又先生の御好意に依つて毎週一、二回お宅へ参り、日本の歴史的事實に關したお話をして研究費の補助を受けることになつた。後年私が學位論文の一つとして提出した日本の氏族制度の研究〔=博士第1論文「親子關係ヲ中心トシテノ本邦家族制度」⁽⁸⁰⁾は當時の講本〔ママ〕が其基礎となつて居るから、私の學位を受けたのも、先生に負ふところが多いのである。此間、先生は又世間に發表せられる論文について歴史事實の調査を私に託せられ、私の調べ上げた材料は勿論、文章迄も其論文中に收められたものも少なくない。先生の再婚論〔「再婚と貞節との關係」(明29)〕や自殺論〔「自殺ト社會トノ關係」(明30)〕など皆それであつた。明治三十年の初〔1～2月〕、私は日清戦争後の世態に顧み、**國運の進歩と祖先教**と題した論文を礫川逸士の匿名で教育時論〔第423, 425, 427号〕に連載したことがある。其未完の中に先生は私に向つて面白い議論だが誰の筆か知らんと言はれ、私であることを知られて、それでは自分の意見もつき足したいと言はれて、私の原稿に筆を加へられたまゝを載せたこともあつた。

斯ういふ譯で私は先生の母堂や奥さんや御子供衆とも御懇意になり、葉山や鎌倉に先生と一室に起臥したことも多く、自身でも最もよく先生の平生を知つた一人と思つて居るが、接觸すればする程、先生は實に偉大な人格の人であると敬慕の念を深くする丈であつた。

私が京都大學に赴任する〔明40.8〕際にも⁽⁸¹⁾……

第1章で述べた様に、元良は、倫理学の帰納的研究に資する材料蒐集の爲に助手を用いていた。明治25年秋迄は布川孫市が、明治26年から同29年迄は鹽澤昌貞が助手を務めた。そして、鹽澤の回想には、「自分が先生の御手傳ひをして居たのは

(80) 官報第7889号(明42.10.21) 593頁。

(81) 三浦・前掲注(71) 417-418頁。

廿六年から廿九年の四年間で、三浦周行君も同じ関係で材料を供給して居られた」と、三浦も助手をしていた旨が記されている。しかし、鹽澤の回想からは、三浦の助手任期の始期は判らない。上に引用した三浦の回想でも、「其頃」が直前に記された博物館囑託の時（明治28年）を指すのか、段落初めに記された帝大を出た後（明治26年以降）を謂うのか、判然としない。又、同様に終期も判らない。三浦の回想（㊦）は、明治30年の挿話を記した後は明治40年の挿話に飛んでいる。その間、元良は明治37年7月より翌38年10月に至る迄アメリカに留学しているから、それより前に三浦は助手を罷めていた筈だ。推測するに、明治33年9月に帝大心理学教室に助手制度が採用され、その後は元良は心理学教室の助手との共同研究する様に成るから、私設助手であった三浦の任終も明治33年頃ではなかったか。元良の倫理学会公刊が同年を以て一段落したことも、この推測を支える様に思う。

第3節 礫川逸士「國運の進歩と祖先教」

第1項 解題

三浦助手の任始任終時は精覈し得ないが、その活動の盛期が明治29-30年の2年間にあることは、「元良博士研究資料」中の三浦草稿の成立年代より推しても、又た上引三浦の回想が当該2年間に集中することを以てしても疑いない。この間、元良と三浦とが共同研究をしていたのではないかと先に推測したが、㊦に依れば礫川逸士の⁽⁸²⁾匿名で「國運の進歩と祖先教」なる論文を共著したことが判明する。㊦に依れば、この論文は、匿名で掲載された所を元良が読み、面白いから「未完の中に……自分の意見もつぎ足したいと言」って、次回以降の三浦の原稿に「筆を加へ」

(82) 匿名を用いた理由は、判らなかった。

確かに三浦の勤務先・史料編纂掛の内規（「文科大学史料編纂掛掛員規約」〔明28.4.17制定〕東京大学史料編纂所編・東京大学史料編纂所史料集〔東京大学史料編纂所、平13〕第1章52番）では、掛員執筆の「歴史上ノ論説考証」は「従前大学部内ニテ出版セル諸學術雜誌及ヒ皇典講究所講演ノ外ニハ……著述ヲ公ニスルコトヲ得」ぬ定めであった（4条）。しかし「詩歌文章及ヒ教育上ノ論説等」は、此の限りではなかった（5条）。

又、内容が政治に亘るからでもなかった：「國運の進歩と祖先教」と中身が半ば被るにも拘わらず、「新民法と社會道德」學窓餘談第1巻第1号（明31）を三浦は実名で公刊しているからである。

筆名の意は、礫川逸士 = 小石川逸士であろう：その頃の三浦は小石川に住んでいた（「小石川區同心町一〇」日本紳士録〔交詢社、第4版、明30〕651頁）。因みに、それ以前に寄寓した栗田寛の輔仁学舎も、同区同町内指呼の間に在った（「小石川区同心町十六番」照沼好文・栗田寛の研究——その生涯と歴史学〔錦正社、昭49〕116頁）。

たのを「そのまゝを載せた」ものである。則ち、連載第1回は三浦単独の作であるが、第2回以降には元良が補筆していることになる。そして確かに教育時論誌には、元良の「つぎ足し」の痕跡が見える（下表2）。

表2

表題	内題	末尾	号
國運の進歩と祖先教	國運の進歩と祖先教	(次號完結)	423
國運の進歩と祖先教	國運の進歩と祖先教 (承前)	(未完)	425
國運の進歩と祖先教 (完)	國運の進歩と祖先教 (承前)	(完結)	427

連載第1回の末尾には（次號完結）とあるので、恐らく第1回入稿時に三浦は第2回連載迄の原稿を完成していたのであろう。ところが、連載第1回を読んだ元良が第2回の原稿に補足した為に字数が増えた結果、連載は2回で収まらなくなった。そこで三浦は連載第2回の表題から（完）を削り、末尾は（未完）に改めた上で、都合3回連載としたのである⁽⁸³⁾。

連載第2回以降の元良加筆分は特定し得ないが、管見の限り三浦に有って元良に無い所の筆記の癖が第3回末部まで偏在するので、三浦が書⁽⁸⁴⁾了^{かきお}えた所から元良が単純に書継いだ類の補筆ではない。則ち、連載第2回以降は文字通りの共著論文であった。

第2項 梗概と註釈

*以下の数字Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、それぞれ連載第1、2、3回の意である。

I-1 「宗教問題」

識者が「宗教の存廢」を盛に論議しているが、抑も宗教は「今後の社會にも尙有用」なのであろうか。自分は否定的だ：今の儘の宗教では「科學哲學」に勝てないし、現代的に改良したところで「雜種兒的宗教」に陥って信者に見放されるのが落ちだ。「科學的宗教」が仮に可能だとしても「理窟より割出したる教理」など誰が難有がって信仰するものか。

(83) 猶、この頃の教育時論の連載は表題にも（承前）や（完）を記す例であるので、連載第2回の表題に（承前）が無いのは、（完）を削った跡を補うのを三浦が忘れたか何かであろう。

(84) 「專^マ」「蓋^シ」の如くに、捨仮名を漢文訓読よろしく片仮名で小書する癖。特に「自^マ」「自^シ」の書分けは、三浦終生の書き癖であった。

I - 2 「廣義に於ける宗教的信念の必要」

しかし、宗教は兎も角も、「宗教的信念」ならば社会に有益だ：国家社会に於いて「献身の大覺悟」を發揮する程の人間ならば、心中何等かの「依信する目的物」を有っているものだ。

I - 3 「宗教の將來」

国家も個人と同じ事で、国際競争を生き抜く為には国民が「國民的道德」ナショナル・インディヴィデュアリティ（「國民自主の觀念」）の下に纏まって居らねば成らぬ。こうした國民道德こそが、将来的には「宗教的信仰に代りて、國民の性格を維持すると同時に、個人の信念を支配する」ことになる——そう自分は「信じて疑は」ない。

その場合、國民の「依信する目的物」たり得る最有力候補は、「國家」「君主」そして「祖先」の組合せである。何となれば、「吾人は、皆既往、將來にこれと親密なる關係を有し、潤澤を被り、厚德を蒙らざるはな」いからであって、「これに向つて崇敬（崇拜といはず）を拂ふも、歴史的事實に基くものなれば、時勢の變遷と、學術の進歩とに、何等の影響ある事なく、其基礎鞏固にして、且つ改進の量ある」に相違ない。

ところで、全ての国家は、過去の歴史を通じて形成された「特色」「國本」を有っている。夫々の国家の特性ナショナルリティー（「國粹」）は各國民の祖先代々營々たる苦心經營の結果であるから、これを徒に破壊すべきではない。とはいえ、他方で「時勢の變遷」も無視は出来ない。「深く源因經過を究むる事なく、古今を同一視して別つなき〔無〕は、固陋の見」と云うものだ。総じて「改進主義」者は「國本を忘れ易く」、之に対して「意を〔國家の〕特色に用ゐる〔者〕は、守舊主義に傾き」勝ちだが、「國民的道德は、重きを此特色〔ナショナルリティー〕に置くものなれど、國運進歩の大勢に應じて、これと推移」するを拒まない。

【註釈 I - 1 ~ 3】

本論文は「日清戦争後の世態に顧み」て書いたと三浦は回想するが（㊥）、確かに「日清戦争後には世間一帯の考えが精神的に趨り、宗教道德問題が世に喧しかった」⁽⁸⁵⁾：

(85) 生方敏郎・明治大正見聞記（中央公論社、昭53）99頁

教会の中に起ったりヴァイヴァルは、三十六、七年、日露戦争が突発するまで月々に盛んになり、遂には教会の外まで出て、今の救世軍のように信者は男女とも街頭に立って、讚美歌を唱うやら、説教するやらした。出版物にも精神修養的のものが最も多かった。……新聞でも万朝報の如きは、宗教倫理問題を説くことが盛んであったし、また方々に開かれる演説会講演会の如きも、宗教問題を説くものが最も多かった。……ちょうど今日の学生が社会問題、経済問題に耳を傾けるのを喜ぶが如くに、その時分の学生は、宗教問題、倫理問題に没頭していた。そんなことの嫌いな学生でもまたは宗教など柄にない人間でも、教会によく出入した。時代精神と言おうか、とにかくその頃の流行り物だ(86)た。

何を国民統合の核心に据えるかを繞って、日本主義者が国民道徳を推奨し、西洋主義者が宗教の価値を喧伝したのも、この時であった(87)。そして既述の如く、元良勇次郎は日本主義者として、宗教ではなく国民道徳を推していた（第1章第2節）。その弟子である三浦も亦た日本主義に左袒していたことが、I-1～3から判る。

猶、ここに所謂「雜種兒の宗教」に対する三浦の否定的態度は後にも一貫していて、彼は「三教合同〔＝三教会同（明45）〕に反対し、又歸一協會の發起〔明45〕に賛同しなかつた(88)」が、元良も同様に「三教合同には……あまり賛成しなかつた。歸一教會にも入らなかつた(89)」から、ここでも師弟は揆を一にしていた。

I-4 「國運進歩の大勢」

我が国の「家族制」を考えてみよう。確かに古来日本は同一の「祖先を拜」する一大家族国家であり、「國家は大家族にして、天皇は其家長にまします」。しかし、その間、平等主義的な仏教が日本に入って定着した事実を忘れては不可いけない。

(86) 生方・前掲注 (85) 99-100頁。

(87) 「『国民的性情』を様々な形で論証しようとしていた高山とは別の角度からではあるが、姉崎もまた日清戦争後以来の思想界の混乱に対して、統一的な精神的基盤の構築を目指していたことを示している。姉崎の本領は、宗教的感覚を日本国民の特性から除外する「日本主義」を牽制しつつ、むしろ人間の精神に固有の領域として宗教の領域を設定するところにあったといえる」(長尾・前掲注 (4) 173頁)。

(88) 三浦周行「宗祖と時代」(大3) 同・現代史観 (古今書院、大11) 450頁。

(89) 井上・前掲注 (8) 125頁。

「氏寺」は「氏神」の様なもの、「盂蘭盆會」は「祖靈祭」の様なものと言う風に、仏教の「信仰」と国民の「族制的信念」とは調和して来たのが我が国史である。〔これよりⅡ〕

抑も我が国の家族制度は、「家長として、絶對的權力を握らしめ、家族として、又絶對的服従を守らしむるが如きこと」は無かった。古代の律令でも「當時の慣行法」でも家長の権利は「節制」され「家族を生殺するの權なきのみならず、賣買の權だも、與へられ」なかった。他方で「家族は、家長の管理の下に、財産の所有を許され、妻は夫に向つて財産の獨立を認められ」ていた。鎌倉時代には、「夫婦の間」でも「自他の權利を蹂躪」されたならば「互に法廷に訴へ」たものだ。ところが江戸幕府は、政權維持の為に家族制度を利用すべく、それを型に嵌めた。この為に家族制度は前代までの柔軟を欠いて「人爲的、假偽的」になって家族の權利を抑圧するようになってしまった。

「世人」には家族関係の法的規律を嫌って家族法の「制定に反対する」者があるが、直近の江戸時代の歴史しか知らないから判断を誤るのだ。この点では「余輩は切に此輩の猛省を望むと共に、双手を舉げて進歩主義を歓迎」する。

【註釈 I - 4】

ここの親族法史の記述は、概ね三浦周行「古代親族法」(明26~27)・同「親子關係を中心としての家族制度」(明29初稿)に依る。このうち後者が私設助手時代の産物であることは、第1章第3節第2項で述べた。

仏教は本質的には平等主義・個人主義だが日本化して祖先教と調和した、と云う三浦の理解は、後にも維持された：「國民の總本家とも申上ぐべき萬世一系の皇室を中心として一大家族的團結を作」る「如き國體の下に成立した所の道德宗教は、亦皆これに相應する一種の國家的色彩を放つものであつて、神道は勿論、佛教とても祖先教に一致して始めて國民の信仰を贏ち得た。國民性の精華は實に此に發する⁽⁹⁰⁾」云々。

漸進主義者元良勇次郎の見た所では、立法的靜觀論者は「風俗慣例のみを重んじ其改良す可きものと然らざるものとの區別をなさず獨斷的に父尊母卑を標準とし、

(90) 三浦周行「東西文明の調和と不調和」(大元)同・前掲注(88)94頁。

人情忍び難き迄も家制を重んじ」て家族関係の法的規律化に悉く反対しているが、「最下等の倫理標準たる二三の法文の爲めに人民は倫理的な感情を失ひ徳義日本の地を拂うとか、「新法典は倫常を壊亂す」と云うのは「獨斷的確定に過ぎ」⁽⁹¹⁾ない。三浦のⅠ-4は、その師の主張を歴史の智識を用いて援護したものと言える。

因みに、この翌年の「新民法と社會道德」でも三浦は同様の静觀論者批判を繰り返しているが、そこでは「法律にして最下等の倫理標準を規定したればとて、直に道德の基礎を危くせりと謂ふべからず」⁽⁹²⁾云々と、言葉遣いまで師と似ていた。

Ⅱ-1 「進歩せる祖先教」

家族制度と同様に祖先教にも盛衰消長があったけれども、今や国民は、「嘗つて一氏族に事へし心を以て、皇室に事へ奉り〔、〕一國一郷に盡くし、力を以て、國家に盡くし、自家の祖先を重んずるの心を以て、廣く國民の祖先を重んずる」ようになった。これは、國際競争裡にある我が国の現状に見合った好ましい変化であって、「祖先教の進歩」の結果と謂うべきである。

祖先教を信ずる日本国民は、祖先を想い「既往を回顧」することに依って奮起し、國家社会のため自己「犠牲的」に行為することが出来る。こうした犠牲的行為を導く点では、祖先教は「所謂廣義に於ける宗教的信念の動機」として機能していると言える。しかし、「祖先教其物は、一種の道德教」であって宗教ではないことを忘れては成らない。

Ⅲ 「祖先教の將來」

家の中だけでなく國家の中でも個人の権利は尊重されねば成らない。特に近代では國民の利益思想は多様化するものであるから、個々の利益なり思想なりを國家が権利として保護するのは当然である。勿論、それに伴い社會の諸關係は、次第に法に依って規律される様になるだろう。例えば憲法發布に依って、政府と國民との關係も、「法律の規定により」權利義務の關係と成った。

こうして法化が進むと、國家の内部關係は理知主義・個人主義に趣き、國民を繋ぐ情緒情調は薄くなるであろう。國家を崇拜するだけでは國民は十分に統合されたと言えなくなる。そこに、「國家の權能以外に……進歩せる祖先教」を以て「民

(91) 元良・前掲注(23) 486-487頁。

(92) 三浦周行「新民法と社會道德」學窓餘談第1卷第1号(明31) 96頁。

心を統一する」する必要が出て来る。そこで我等は以下3点を政策として提言する：

- 1 普通教育課程の国史を盛んにし、祖先教に基づく国体を益々闡明すべきである。
- 2 民法は、「家を保護し、就中繼嗣を重」んじて家督相続を定めるものでなくては成らない。但し、同時に民法では家族特有財産も認められねば成らない。
- 3 「進歩せる祖先教によりて立つところの一大私立協會」を設立し、これを通じて社会教育を施すべきである。

【註釈Ⅱ-1, Ⅲ】

先述の如く、元良の祖先教論は穂積陳重の所論に近いが、三浦の「進歩せる祖先教」も彼等の所論と変わらない。そして、ここに示された三浦の祖先教論・家族国家論は、「日本國體論」⁽⁹³⁾を経て絶筆・國民思想動搖期に於ける國體觀念の歴史的發達に繋がる。

最後の3提言の中、第1提言は如何にも歴史家・三浦らしい意見であるが、既述の如く元良も亦た普通教育に於いて国史を重んじていた。

第2提言に就いては、三浦＝元良の希望は実現した：この論文の翌年に公布された新民法典は、家督相続と遺産相続との2本立てで編纂されていたのである。尤も、細かい点では三浦は新民法にも批判があった。例えば、土地財産までも遺産相続の対象にして分割してしまうと「中等以下の社會」は活計に困むであろうから、「法定分配制の効力を、被相続人の遺言なき場合に止むる……中古の法制の如くする」方が「家族制を保護する」為には「妥當」だ、と三浦は考えていた。しかし、他方で彼は、「世態民情に伴はざる法規の適用を防ぎ……異日の修正を企畫する」ことは、「社會教育家」が「歴史法學者、經世家等と力を協せて」社会を導いて行けば「容易の業」だ、と見ていた。⁽⁹⁴⁾従って、大筋では三浦は新民法に賛成して

(93) 三浦周行「日本國體論」(大8)同・前掲注(88)所収。

(94) 三浦・前掲注(92)93-95頁。三浦の中農保護姿勢は、同時期の論文「田區改良法ニ就テ」法協第16卷第11号(明31)にも窺われる(本論文は、「田區改良法」と改題して三浦・續法制史の研究〔岩波書店、大14〕に収める)。そこで彼は、「古來法律慣例ニ於テ實行シ來レトコロ」を参照して農地交換法を制定して以て耕地整理を促進し、「一國ノ精氣タル比較的小地主ノ利益ヲ保護」すべき旨を説いている(911-912頁)。

(95) 三浦・前掲注(92)97頁。

いたと言える。あとは、第3提言にある様な機関を通じて社会教育を施し、輿論を形成し、その力を以て運用面で法を改善して行けば宜いと考えていたのだろう。

跋 “法学への接近”の前提

以上の検討を基にして、明治30～36年に於ける“法学への接近”に至る迄の三浦周行の経緯を時系列順に纏めた。

- 1 三浦は中学の時点で法学志望者であったが、条約改正交渉批判・欧化主義批判を受容して国粹主義者となった彼は、国粹の發揮に役立ちそうな日本法制史に惹かれた。
- 2 大学予備校として入った東京英和学校では、三浦は教師の元良勇次郎と意気投合した。元良は、日本人の社会精神（社会心理、国民精神）をデータから帰納しようとする、日本主義的な心理学者であった。彼は又、法に関しては穂積陳重・八東兄弟と近い立場にあり、穂積八東の祖先教諭に共鳴し、民法典論争に於いては穂積陳重の延期論に近かった。三浦は、元良の日本主義的な姿勢に共感すると共に、彼との談話を通じて人文社会諸科学への目を開かれた。
- 3 三浦は結局法学部には進まなかったが、国史選科にあって史料読解の技能を磨き、明治25年12月には法制史料集・日本古代法典を購入して「法制史の研究に本格的に取組んだ」⁽⁹⁶⁾。
- 4 三浦は選科を修業するも、父を喪った為に経済的に苦境に陥る。これを救ったのは在学中から三浦が尊敬して已まなかった水戸学者の元帝大教授・栗田寛であるが、元良も弟子の苦境を拱手傍観せず、自らの倫理研究を手伝わせるべく三浦を私設助手に任じて研究費を支給した。三浦は助手として一連の家族法制史研究に取組む一方、社会教育を目的とする論も幾つか書いた。その所論は、祖先教に依る国民統合を目差し、又、立法的静観論に反対して新旧民法典の規定する家族制度に大筋では賛成する点に於いて、元良の主張と通じていた。師弟は共同研究を通じて以前よりも一層相似た考を有つ様になったのだろう、最終的には、補筆すれば其のまま公刊したいと元良が感ずる程に、三浦の思考は

(96) 勝田勝年「修学期の三浦周行博士の日本史研究」日本歴史第400号（昭56）107頁。

元良に近付いていた。

- 5 この様に、三浦周行は元々法学志望で、条約改正運動に触発された国粹論者で、日本主義者にして祖先教諭者且つ穩健な法典施行延期論者の恩師に教養された人物であった。その様な人間が、穂積陳重の法理研究会や宮崎道三郎の令集解研究会に加わり、「民法中……新商法中」の「解釋上ノ論議」に役立てるべく⁽⁹⁷⁾法学協会雑誌に制度考証を連載するに至ったのは、何の不思議も無いどころか寧ろ本懐を遂げたと言うべきである。しかも時は恰も民商法典の成立直後、法典論争の余燼冷めやらぬ頃である。「新民法ハ……古來ノ法令、慣習、裁判例、官廳ノ伺指令等ヲ勉メテ廣ク參酌シテ編纂シタルコトハ草案理由書等ノ明言スル處デアツテ、新民法ヲ解釋スル者我國ノ古代法、慣習等ヲ研究シテ法文ノ缺漏アル場合及ヒ法文ノ不明ナル場合ニ有力ナル根據ト爲スコトガ出來ル」筈であった。⁽⁹⁸⁾加えて三浦の得意とする家族法は、民法典論争の後も猶「我國法中最も重要な」法典でありながら、未だ通説が形成されずに「疑義亦百出其歸する所を知ら」ざる有様であった。⁽¹⁰⁰⁾三浦が法学へ接近した時分には、法制史家が民商法条文の解釈に介入する余地が充分にあったのである。当さに大いに奮うべきの時であった。

(完)

* 成稿に当りJSPS科研費23K01056の助成を受けた。

(97) 三浦周行「法制雜攷」法協第17巻第8号(明32)544頁。

(98) 従って、「明治二八年から帝国大学史料編纂掛の助員としての職を得た三浦は、明治二九年頃までは『史学雑誌』・『東洋学芸雑誌』・『青山評論』などに論文を執筆していた。ここまでの時期の三浦の研究の中には既に法制史的なテーマも存在はするが、それは中心的なものではない。大きな転換となるのは、明治三十年に初めて『法学協会雑誌』に発表するようになった」時である(神野・前掲注(1) B137-138頁)、と云う神野教授の御判断は修正を要する様に思われる: 明治30年以前に三浦の中心テーマは既に法制史であり、そう見えないのは単に業績を公刊しなかった為に過ぎない。

(99) 「甲ニ乙男丙女アリ丁ヲ以テ丙ノ女婿トシテ養子トナシ後戊男出生セリ若シ乙死亡セバ丁戊孰レカ家督相續權ヲ有スベキヤ〔討論〕」法協第18巻第3号(明33)157-158頁(松田道一)。

(100) 「法科大学親族法講義〔雜報〕」法協第17巻第4号(明32)289-290頁。